

令和二年内閣府・国土交通省令第六号

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）第二条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号、第四条第一項及び同項第二号並びに第三項、第六条、第七条第一項並びに第十八条の規定に基づき、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（以下「法」という）において使用する用語の例による。

（法第二条第一号イの主務省令で定めるもの）

第二条 法第二条第一号イの主務省令で定めるものは、専ら、一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものとする。

（銀行が提供する基盤的なサービス）

第三条 法第二条第一号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項に掲げる業務に係るサービス
二 銀行法第十条第二項第一号、第三号、第五号、第五号、第五号の三、第九号、第十二号、第十三号、第十八号及び第十九号に掲げる業務に係るサービス

三 銀行法第十条第二項に規定する銀行業に付随する業務に係るサービス（前号に掲げるものを除く。）のうち、銀行の取引先が営む事業等に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務に係るサービス

四 銀行法第十二条に規定する法律により営む事業に係るサービスのうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に係るサービス

（地域一般乗合旅客自動車運送事業者）

第四条 法第二条第二号に規定する主務省令で定める者は、道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者であつて、全国の区域の全部又は大部分において法第二条第一号イに規定する基盤的なサービスを提供している者として国土交通大臣が定める者以外の者とする。

（地域銀行）

第五条 法第二条第三号に規定する主務省令で定める者は、金融庁長官が指定する者とする。

（基盤的なサービス維持計画の提出）

第六条 法第四条第一項の規定により基盤的なサービス維持計画を提出する特定地域基盤企業等は、別紙様式第一号により作成した基盤的なサービス維持計画を主務大臣に提出しなければならない。

この場合において、法第三条第一項の認可（同項第一号から第四号までに掲げる行為に係るものに限る。）を受けようとする特定地域基盤企業等は、当該特定地域基盤企業等の連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、法第四条第一項の規定により基盤的なサービス維持計画の提出を受けたときは、当該基盤的なサービス維持計画、同条第三項の書類及び第八条第二項各号に掲げる書類の写しを公正取引委員会に送付しなければならない。

第七条 法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第三条第一項第一号に掲げる行為 次に掲げる事項

イ 吸收合併又は新設合併の別

ロ 吸收合併の場合は、吸收合併存続会社の商号

ハ 新設合併の場合においては、新設合併設立会社の商号

二 法第三条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる事項

イ 吸收分割承継会社の商号

ロ 吸收分割の対象となる事業の内容

三 法第三条第一項第三号に掲げる行為 次に掲げる事項

イ 新設分割設立会社の商号

ロ 共同新設分割の対象となる事業の内容

四 法第三条第一項第四号に掲げる行為 株式移転設立完全親会社の商号

五 法第三条第一項第五号に掲げる行為 次に掲げる事項

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。ハ及びイ）に規定する事項

イ 次条第一項第四号において「私的独占禁止法」という。）第十六条第一項各号のいずれに該当するかの別

六 法第三条第一項第六号に掲げる行為 取得する株式を発行する会社の商号

七 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

八 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

九 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十一 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十二 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十三 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十四 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十五 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十六 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十七 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十八 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十九 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十一 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十二 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十三 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十四 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十五 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十六 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十七 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十八 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十九 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

三十 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

三十一 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

三十二 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

三十三 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

三十四 法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(基盤的サービス維持計画の公表)

第九条 主務大臣は、法第三条第一項の認可を行つたときは、法第六条の規定により、当該認可の施行日付、当該認可に係る申請者の商号又は名称及び当該認可に係る基盤的サービス維持計画の内容を公表するものとする。

(定期の報告)
第十一条 法第七条第一項の報告は、基盤的サービス維持計画の実施期間の各事業年度における実施の状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別紙様式第一号による報告書を提出して行ななければならぬ。

附 則

「」の命令は、法の施行の日（令和1年十一月1日）からの施行する。

附 則 〔令和1年11月1日内閣府・国土交通省令第九号〕

「」の命令は、公布の日からの施行する。

別紙様式第一号（第6条第1項関係）

(日本産業規格A.4)

基盤的サービス維持計画

年　月　日提出

(申請者) 本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代　表　者 役職・氏名

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的合意の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、基盤的サービス維持計画を次のとおり提出します。

記

(記載上の注意)

第1 合併等に係る契約の内容に関する事項

第2 合併等に係る特定地盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲

第3 合併等に係る特定地盤企業が基盤的サービスの改善に係る方策及び当該事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項

第4 基盤的サービス維持計画の実施期間

第5 その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に關し必要な事項

4. 合併等に係る契約の内容に関する事項

- 「合併等に係る契約の内容に関する事項」については、合併等（法第3条第1項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る契約書の内容等を踏まえ、合併等の種別に応じて、第7条各号に掲げる事項を記載すること。

5. 合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策及び当該事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項

- (1) 「合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策」については、合併等に係る特定地盤企業の経営の現状分析を踏まえた上で記載すること。また、当該方策による、基盤的サービス維持計画の実施期間内における基盤的サービスに係る事業の収益の改善、その他の事業改善の見込みを記載すること。
- (2) 「事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項」については、合併等に係る特定地盤企業の種別に応じて記載すること。

6. 基盤的サービス維持計画の実施期間

- (1) 基盤的サービス維持計画の始期となる日及び終期となる日を記載すること。
- (2) 基盤的サービス維持計画の始期となる日については、合併等の効力が生じる予定日を記載すること。
1. 申請者
- (1) 申請者は、法第4条第1項第1号に規定する申請者をい。②及び③において同じ。の欄においては、法第3条第1項の認可を受けようとする特定地盤企業等の本店を記載することができる。
2. 申請者
- (1) 申請者は、法第4条第1項第1号に規定する申請者をい。②及び③において同じ。の欄においては、法第3条第1項の認可を受けようとする特定地盤企業等の本店を記載すること。

又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 特定地盤企業等が連名で基盤的サービス維持計画を提出するときは、申請者の欄を適宜補正した上で、当該特定地盤企業等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

(日本産業規格A4)

- (3) 基盤的サービス維持計画の終期となる日については、合併等の効力を生じる予定日から5年以内となる日を記載すること。

7. その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に關し必要な事項

- (1) 第1から第4に記載した事項のほか、基盤的サービスの提供の維持に關し必要な事項があれば、当該事項を記載すること。

- (2) 申請者が不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益の防止のための方策を定める必要があると考える場合には、「その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に關し必要な事項」として、当該方策を記載することができる。

基盤的サービス維持計画の実施状況報告書

(日本産業規格A4)

別紙様式第2号（第10条関係）

年　月　日　付けて地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号。以下「法」という。）第3条第1項の認可を受けた合併等に係る基盤的サービス維持計画の　年度の実施の状況を次のとおり報告します。

記

第1 合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策の実施の状況

第2 事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に關する事項の実施の状況

第3 不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益の防止のための方策の実

施の状況

第4 その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に關し必要な事項の実施の状況

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 2.により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- (3) 提出者の欄においては、法第3条第1項の認可を受けた合併等の種別に応じて、法第7条第1項各号に掲げる者の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (4) 基盤的サービス維持計画に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載

することができる。

2. 基盤的サービス維持計画の実施の状況

- (1) 基盤的サービス維持計画に「合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策」として記載した方策の実施の状況及び「事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項」として記載した事項の実施の状況を記載すること。
 - (2) 基盤的サービス維持計画に「不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益の防止の方策」を定めた場合には、当該方策の実施の状況を記載すること。
 - (3) (1)及び(2)のほか、基盤的サービス維持計画に「合併等による基盤的サービスの提供の維持に関する必要な事項」を記載した場合には、当該事項の実施の状況を記載すること。
-